

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

### 1 開催日時等

- 日 時 平成26年3月25日（月）午後2時から午後4時30分まで
- 場 所 那覇地方裁判所大会議室

### 2 出席者

裁判員等経験者 6名

那覇地方裁判所裁判官	鈴 嶋 晋 一
那覇地方検察庁検察官	内 田 雅 人
沖縄県弁護士会所属弁護士	高 良 誠
那覇地方裁判所長（司会者）	高 麗 邦 彦

### 3 意見交換の内容

別紙のとおり

- ※ 経験者：裁判員経験者（1， 2， 4～6番）
- 経験者(補)：補充裁判員経験者（3番）

(別紙)

## 意見交換の内容

### 第1 意見交換会

**司会**：本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日の意見交換会では、裁判員裁判に参加されました裁判員経験者及び補充裁判員の皆様に率直な感想や意見を語っていただき、その声を国民の方々に伝えるとともに、皆様のご意見等を今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

裁判員裁判は施行からもうすぐ5年目になります。本当に、まだ誕生したばかりということで、これからこの裁判員制度をいかにしっかり充実したものにしていくかということで大事な時期にきております。本日は、これからの裁判員裁判のためという意味で、我々制度を運営する側、それから、これから裁判員になるであろう国民の方々のために是非ご意見ご感想を出していただいて、活発にいろいろなお話を伺えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

**司会**：本日参加された方々は、去年の4月以降に行われた裁判員裁判の裁判員、補充裁判員ということで参加していただきました。本当にご苦勞様でした。判決も終わって日も経っている方もおられると思いますが、まず始めに裁判員裁判に参加した全般的な感想・印象について伺いたいと思います。

**経験者2番**：最初、裁判員裁判の通知が来たときには「まさか自分が」と思いましたが、だれも経験したことがないと言ったら変ですが、先頭を切って、実際にどのように裁判が行われているのかというのを確認するつもりもあり、また、テレビや新聞などで報道されているような内容どおりの裁判が行われているのかというような興味もありまして参加させていただきました。個人的な意見

としては、やはり「裁く」というのは個人的には「向いていないのかな」とは思いましたが、選ばれたからには自分の意見をしっかりまとめて発言しなければいけないなど、すごく言葉一つ一つが慎重にならざるを得ない状況になりましたけれども、経験したおかげで周りの方などいろいろな人と話をする中でも、すごく幅広く視野を広げて見ることができたということで、すごくいい経験になったと思っております。

**経験者 4 番**：国民の義務と思いました。人生において貴重な経験となりました。いろいろな立場のご意見が聞け、多様な見方があるということを知ることができました。そうした中で、忌憚なく話し合うことで一つにまとめることができました。

**経験者 1 番**：私自身、まさか選ばれるとは思わなかったのですが、前からある程度の興味はありまして、裁判员制度は報道など話は聞いていましたので、私自身「何でもやってみよう」というのがありまして、まさか選任通知が来るとは思わなかったのですが、たまたま来て、たまたまこういう経験をさせていただいて、私自身は相当勉強になったと思います。こういった機会は自分がやりたくてできるものではないと思いますので、他の方にも積極的にどんどん受けてほしいなということはずっと思っています。

**経験者 5 番**：私は鹿児島なので、実家の方にハガキが届いていたみたいで母からの電話で知ったのですが、周りにも経験者がいなくて、逆に周りから「本当にやれるのか」などと心配されることも多く、自分自身も「やれるかなんて、やってみないとわからない」ということで参加させていただきました。もっと難しいものなのかと思っていたのですが、結構内容もわかりやすく説明していただいた部分もあって、法律に詳しくなくても、ちゃんと自分の意見が言えたりとか、携われるというのがわかったので、参加してよかったという部分もあります。ですが、やはり、感情移入ではないですけど、つらい気持ちがわかったりとか、苦しい気持ちがわかったりする中では、自分の中でもちょっとつらかつ

たりとか、正直涙ぐんでしまうということもあったので、そういう面でのつらさも経験できて、いい経験にはなったのですが、何回も何回も経験したいなどは正直思えませんでした。でも、一度は経験してほしいし、知ってほしいので、この制度自体はいいものだなとは思いました。

**経験者 6 番**：通知がきたときに、最初は「裁判所」という文字が目について「私にか悪いことしたのかな」みたいな感じで封を開けましたら裁判員の通知でした、でも「私は大丈夫だろう」、「なるわけはないから」と思っていましたら当たりまして、何といたしますか、普段から争いごとの中に入るのは嫌だなというのがありましたが、入ってみて、何ていうのでしょうか、被告人に対する刑の重さを、それを話し合う時の大変さ、かといって、何ていうのでしょうか、被害者のこともありますし、「もうどうすればいいのだろう」みたいな感じで「重い」気持ちがありまして、今でも「私で大丈夫だったんだろうか」という思いがあります。いい経験にもなったし、やはり、裁判官の方々の大変さもわかったような気がします。

**経験者(補) 3 番**：私もこの通知が来たときは、皆さんがおっしゃるように嫌でした。クジのときも「絶対に自分は選ばれないでくれ」と願いを込めていたのですが補充裁判員に当たってしまって、でも、補充裁判員をやってみて、本当、いい経験ができたと思っています。次回、もし許されるのなら裁判員でやってみたいなと思います。

**司会**：補充裁判員として、ずっと裁判に入っておられて、結果的に、評議、評決には参加できないという立場でしたが、その点はいかがですか。

**経験者(補) 3 番**：そうですね、やっぱり席も違う場所で見えていて、最終日くらいになりますと、「絶対に、許されるなら裁判員をやってみたい」と思いました。評議のときは、離れたところから見えていましたが、本当に「わかりやすい」といいますか、説明の仕方も本当によかったなと思います。

## 2 審理について

**司会**：それでは、概括的なお話から、もう少し中身の方に入っていきたいと思いますが、実際にそれぞれのケースを担当されて、そして、自分は法律とは関係のない世界だったと思われた方が裁判員や補充裁判員を経験されて、その審理の中身についてですけれども、理解の程度を自分自身でどういう風に評価されているのかという辺りはいかがでしょうか。実際に判決まで至った審理の中で、理解の度合いといいますか、ご自身の評価として、自分できちんと理解、納得でき、そして、結論が出せたかどうか、大雑把な感想で結構ですがいかがでしょうか。

**経験者 4 番**：疑問に思うことにつきましても、細かいことでも些細なことでも全て確かめることができ、審理は7日間にわたりましたが、その期間で十分尽くされたと思いました。

**経験者 5 番**：法廷の中で質問をできる時間があるのですが、やはりなかなか質問ができないというのと、「もし自分で聞きにくかったら裁判官にメモを渡して」と言っただけなのですが、なかなか、どうしてもそこに踏み込めないという空気感があるので、初めてのことでですからなおさら質問ができなくて、ちょっと疑問に思ったまま、という部分もあつたりはしました。

**経験者 4 番**：私どもが担当しました案件につきましては、皆さん疑問に思いましたことは逐一裁判官に尋ねて、細かいことでも全て答えていただいたり、説明していただいたり、いろいろしていただきました。そして、私どもは、その事件性に鑑みて、直接法廷で質問することで、もし失言とかがあつたりすればまずいのではないかという気持ちがありましたので、質問したいことは裁判官に代弁していただくという形をとりまして、全てその言葉の中で被告人に尋ねていただき、理解を深めることができましたし、疑問解決に至りました。

**経験者 2 番**：私が担当した案件は強制わいせつ致傷という案件でしたが、裁判員も女性3人、男性3人という割合で裁判を行いました。やはり、どちらの感情

を取るかとすごく悩みましたし、何とも言えないくらい判決を出しづらかったです。ですので、私は裁判官にだけはなれないと思いました。裁判長が下した判決に関しては、法の下、このような事件を起こせばこういう風になるという実直な意見であったと思いますし、やはり法律というのは、すごく大事なもので、人の道であるなとすごく感じましたし、感情論では乗り越えてはいけないものだと思います。やはり加害者、被害者以外の家族もいらっしゃることなので、すごく頭が混乱して真っ白になった自分を今覚えています。これから裁判員に選ばれる方は、自分が今独身なのか、子供がいるのかなど冷静に自分の状況と素直な気持ちで臨まれた方がスムーズに結審まで至れるのではないかと思います。

**経験者 1 番**：裁判員になる前の自分のイメージとは違って、ほとんど傍聴するくらいだと思っていましたが、実際に裁判になると「意見を言っていていい」と言われて、「知識も何も無いのに、どんな質問をすればいいのか」ということが頭にあり、法廷に行きますと、上の段に座って、下の方には被告人や弁護人や家族の方とかたくさんの方がいて、何か見られているような感じがして、その中で質問するということができなくて、そこに座ってみると、頭が真っ白になって、聞く方にしかまわってなくて、ある意味、本当に傍聴していただけたように感じたのですが、その辺は少し抵抗がありました。

**経験者(補) 3 番**：判決言い渡しの際に傍聴席に座りましたが、その傍聴席から裁判員の方たちを見ていて、「これはちょっときついな」というイメージがありました。

**司会**：どんなところが「きついな」と感じましたか。

**経験者(補) 3 番**：そうですね、やはり緊張感というのでしょうか、我々初めての経験ですし、それに対する緊張感があって、雰囲気的にも「ちょっと・・・」というのがありました。

**司会**：経験される前に思っていた法律と、実際自分たちが担当されたケースが、そ

の法律に基づいているということでのイメージというのでしょうか、その辺りはどうでしょうか。「あ、これが実際の法律なんだ」という辺り、「ずいぶん難しそうだな」と思っていたけれど、実際に事件に参加してみて「あ、こういうことを知っているんだな」というところでのギャップがあったかなかったかという辺りはいかがですか。

**経験者 1 番**：法律の何条の何項とか、そういったものは私たちはテレビとかドラマとかと比べてしまうのですが、案外わかりやすいようにゆっくりとお話していたような感じがしました。

**司会**：実際に経験してみて、前に抱いていたイメージとは違って「自分たちでもしっかりできるんだ」という実感は抱えていただけましたでしょうか。

証拠調べでのわかりやすさについてどのような感想をもたれましたでしょうか。事件によって裁判書類を読み上げるのが多いケースだったり、証人尋問があったりと、いろいろあったとは思いますが、ご自分の経験された証拠調べを見て、分かりやすかったか、細かすぎるか、時間的にどうだろうかなど、いろんな感想を抱かれたのではないかと思います。いかがでしょうか。

**経験者 2 番**：裁判員であるからには事件を全部把握しなければいけないというのは十分承知しているのですが、やはり、私たち素人なので、写真を見せられたりすると脳裏に残ってしまって、警察の方で撮られた写真で「こういうふうな状況だったんだ」と確認しましたがけれど、やはり、私どもには少し厳しい部分があるのではないかと思います。

**経験者 4 番**：報道で、今言われたような生々しいものを見せられた時には大変ショックというか、精神面でショックを受けるということを知っていましたし、そのショックに備えるために、あらかじめ裁判所から送っていただいた冊子の中に、刃物の写真とか、そういったショックがありますよとか、辞退することもできます、回避することもできますと、そういった最悪のケースが起こらないような対応ができるようなアドバイスもしっかりと明記されていたので、

裁判期間中もあらかじめ対応できるのではないかと思います。初めて見てショックを受ける場合でも、最低限の衝撃で済むのではないかと思います。私も刃物を見せられたときは、事前に冊子で知ってはいたのですが大変緊張し、「自分には衝撃がこないだろうか、大丈夫だろうか」と思いましたが、事前に「見せますよ」と言っていたり映像が画面に現れることを知らされていたので、目にしたときには、大変なことではありますけれども、身構えていましたので、そんなに後に残るといこともなく、比較的冷静に対応することができたと思います。

**司会**：ありがとうございます。

書面を証拠にするということは、検察官や弁護人が読み上げたり、写真を見ていただいたりすることですが、そのようにして入ってくる証拠の理解の程度と、ケースによっては、証人尋問という形で、証人の話を実際に耳で聞いて、また、証人の態度を見て入ってくる情報のわかりやすさでは、やはり違いがあるのではないかという感じがしていますが。その辺りご経験されたケースでいかがでしたでしょうか。

**経験者 5 番**：私が担当した殺人事件では、証拠は最初は文書で読みながら、途中で包丁も出てきたのですが、証拠としての説明等は全然わかりにくいところはなくて、ましてや物を見たので、なおさらこの時の状況というか、状況の写真と現物を見ることで、より事件の重さや深さなどの理解はできました。また、あらかじめ「こういう写真が」というのを最初に評議室で聞かされていたので、そこら辺りも大丈夫でしたし、説明の方も全然問題はなく、ちゃんと理解した上で見れたので、その辺りは大丈夫だったと思います。

**司会**：他にいかがでしょうか。我々の運営側では、書証という証拠の書面をできるだけ絞ってはいるのですが、その読み上げとなると、事件によってはいろいろな項目で結構時間がかかったりします。初めて経験され、緊張感も大変でしょうし、いろんな情報を自分の頭の中に入れていくということで疲れてしまうの

ではないかと、消化不良になってしまうのではないかと少し心配もありますがどうでしたか。

3番の方は、書面の朗読が結構あったと思いますが、いかがでしたか。

**経験者(補) 3番**：裁判の最中は半分も頭に入らなかったと思います。でも評議室で休憩中に質問したりとか、それで意外と呑み込めるというのが多かったです。

**司会**：我々が目指しているところは、実際に法廷で聞いていただいて、見ていただいて、そこで全てつかんでいただきたいということを目指しているのですが、その辺り、実際のところいかがでしょうか。

**経験者 4番**：検察官が出された調書を読み上げられたときは、やはり、ほとんど全部は呑み込むことができないのですが、評議室で検察官が出された資料を見ますと、理路整然とされていまして、よくそれが分かりました。審理の場では本当にずっと飛んでしまって「あれ、どういう意味だったのだろう」と思うことがありましたが、裁判官に尋ねたり、資料を出していただいて、「なるほど」ということで次の審理に生かすことができました。弁護人の方の資料は、納得しがたいものや、つじつま的にどうなんだろうという疑問が大分わきました。

**司会**：他にいかがでしょうか。

**経験者 1番**：裁判員に選ばれて、すぐその午後には裁判ということで、評議室に資料が置かれていて、それで事件の内容などもある程度頭に入れて臨んだものですから、私としてはある程度理解できたと思います。ある程度の資料は頂いていましたので、その場ではわかりやすかったと思います。

**司会**：このような聞き方はどうかと思いますが、法廷でいろいろ証拠を朗読してもらったり証人の話を聞いたりというところで、裁判官と対等に議論するだけの材料をつかめたかどうかという点ではいかがでしょうか。プロの裁判官を相手に、裁判員のみなさまが「この証拠からすればこうじゃないですか」というように議論できるというような、法廷でそういつただけの事実をつかめるといい

ますか、自分でそういったところをしっかりと自分のものにできると、それだけのものをつかめるような証拠調べになっていたかどうかという辺りに非常に興味があるのですがいかがでしょうか。

**経験者 2 番：**裁判の時に、被告人と被害者だけではそういう言葉を聞くことができませんでしたので、やはり参考人や証人、一人でも多くの意見があった方が審理に対して幅広く話し合うことができるのではないかと思います。

**司会：**それでは少し質問の方向を変えまして、ご自分の担当されたケースで、例えば検察官とか弁護人が、さらに「このようなことをしてくれたらよかったのに」ということで考えてみて何かありませんか。

6 番の方、非常に大変なケースを担当されたと思いますが、いかがですか。

**経験者 6 番：**何と申しますか「ちょっとまずいかな」とは思ったりもしましたが、でも、もう少し証人など、尋問する人がもう少しいてもよかったような感じがします。どちらかというと、被告人の言い分が多めに通っているような感じがしました。でも素人なので、そうするとかえってややこしくなるのかなとも思ったりもしたのですが、私としては、もう少し証人が増えると被告人だけではなくて、被害者のこともわかったのではないだろうかという気がしました。

**司会：**言葉を変えると、書面よりは、もう少し人の話をいろいろ聞いたかったかなというところでしょうか。

**経験者 6 番：**被告人の言い分が多く通っているような感じがしました。被害者があまり出てきていないような、でも、そういうのは、もしかしたらそんなに必要ないのかもしれないと思ったりして、少し控えたのですが、でも、今感じたことは、被告人の言い分が多めに通っていたような感じがして、被害者のもう少し・・・。

**司会：**5 番の方、証拠調べで「さらにこのようなことがあればもっとよかったのかな」というようなことや、この審理、しっかりと自分には手ごたえがあったなという辺りの実感と申しますか、いかがでしたでしょうか。

**経験者 5 番**：私が担当したのは殺人だったので、被害者の方が亡くなられていて、相手の意見を聞くことができないという状況から、被告人の話と、その現場を見ていた証人の話と、それに証拠とかで判断していかなければいけなかったもので、正直、難しいところがたくさんありました。検察側の被告人質問のときに、ところどころ被告人が話しているのを遮ってしまったことがあり、こちら側としては、関わった当事者の話をもっと聞きたかったという部分はあったのですが、理解はできていたので、そこら辺りは問題なかったと思います。

### 3 評議について

**司会**：次に、評議について、ご自分の担当されたケースで、この点をもう少し時間をかけてほしかったとか、この辺りわかりにくかったとか、評議の時間のかけ方とか、裁判官の説明具合といった辺りについて、何か感じられたこと、感想、ご意見いかがでしょうか。

**経験者 1 番**：審理を終えてすぐ10分くらいの間で、熱も冷めないうちに評議していただき、裁判官の説明も上手くて、こちらの疑問点にも答えていただいたりして、終わってすぐ評議したものですから、話がし易くて、よかったと思います。

**経験者 4 番**：評議は十分時間があつたのではないかと思います。こういった時間が必要なのだなと思います。みなさんいろいろと一人一人違うわけなんです。そういう初めてお会いする方々が考えを述べ合って、話を深めて、正しい判断をみんなで導き出せたと確信しました。こういう忌憚のない話し合いを展開できるということが大事だということと、話しやすい雰囲気、その場を設定していただいた裁判官に感謝したいと思います。素人ですが、ほんとうによかったと思いました。とても話しやすかったし、わずかな疑問も確かめることができたということが、とてもこの裁判においては大事だったと思います。

**司会**：他の方いかがでしょうか。

6 番の方、評議では自由にお話できましたか。

**経験者 6 番**：本当に素人というか、こういうことに遭遇することもなく暮らしてきました、本当に素人だし、わからないことがいっぱいなんです。なんといいですか、刑法などの法律も知らない私なので、本当は、入るときとても不安だったのですが、わからないことの説明とかいろいろしていただいて、大分不安はとれたのですが、でも、やはり「私でよかったのかな」というのはあります。あまり詳しくないまま入ったので、こういう重大な、人の人生の重大な場所で「私でいいのだろうか」ということが強くありましたし、今でもあります。でも、説明していただいて、だいたいの事件の内容とか、そういうことはわかった感じがします。

**司会**：そのように、疑問を質問して解消し、最後はご自身でしっかり考えていただいて、そして一緒に結論を出されたのだと思いますが、そういう実感についてはどうでしょうか。

**経験者 6 番**：実感はあるのですが、やはり、実感があるというよりも、やはり、被告人のことも被害者のことを考えても、どっちも重いなというのが実際のところでした。

**司会**：結論を決めようというときには、ご自身「これで行こう」というような気持ちになられましたか。

わからないうちに裁判官に誘導されてしまったというようなことはなかったですか。

**経験者 6 番**：そういうことはなかったです。いろいろ自由に話をさせていただいたので感謝しています。

**司会**：そういう意味では、裁判員として参加していただいて、しっかり考えた結果が裁判に反映されたということは間違いないと伺ってよろしいですか。

**経験者 6 番**：はい。

**経験者 5 番**：評議は、ほんとに裁判員同士で話せて、法律のことはわからなくても、

善悪とかはわかっているつもりなので、評議に関しては真剣に話せて、自分の意見で決めることができましたし、ただやはり刑の重さというか、年数等に関する知識はないので、その部分は過去のこういう事件ではこの年数がありましたというのを見せていただきながら、最終的には、みんなたぶん自分の気持ちで決められたと思うので、評議はすごく充実したものになっていたと思います。

**経験者 2 番**：評議に至るまでに、裁判の内容やいろいろな裁判員の方とも話をして、評議の時点では自分の意見はしっかり言えたと思いますし、やはり裁判員 6 名の中で違った意見も出ていましたが、一番大事なのは、自分個人の意見をしっかり述べることだと思いますので、それが正しいか間違っているかはさておいて、自分で担当した裁判に関して、自分個人の意見をしっかり述べるが一番大事だと思います。

**司会**：3 番の方、補充裁判員として評議をご覧になっていて、感想いかがですか。

**経験者(補) 3 番**：裁判中に「被告人は可哀そうだな」とか情けを持ったりしたこともあったのですが、それが、評議室に入って他の裁判員の方々の話を聞いて、「なるほど、そういう考え方もあるんだ」とか、自分の考えを少し変えるといえますか、そのような場面では必要だったなと思います。よかったなと思います。

**司会**：そうすると、今まで伺ってきたところでは、評議の中で「これ言いたかったけれど、言いにくくて言わなかった」などということはなかったということでしょうか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

それから時間はどうでしたでしょうか。各ケースで評議の時間はいろいろだったと思いますが。もう少し時間がほしかった、この点をもう少し議論したかったとかの点はどうですか。十分議論するだけの時間はあったと伺ってよろしいでしょうか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

#### 4 判決言い渡しについて

**司会**：評議を終えた後、判決言い渡しということになりますけれども、判決書をご覧になって、また法廷では耳を澄ませて聞かれていたと思いますが、ご自分たちの思いが被告人に伝わったかどうかという辺りの感覚はいかがでしたでしょうか。結構重たい刑のケースや執行猶予が付いたケースもあつたりいろいろだったと思いますが、その辺り皆さんが被告人に対して判決を言い渡すというところで、どのように感じましたか。

**経験者 4 番**：判決の内容も判決文も納得できるものでした。判決言い渡しの中で、裁判長が被告人に対し「亡くなった方の冥福を祈ってください」と諭された言葉は本当に胸に染みしました。その時涙が出そうになりました。被告人の更生を真に思いました。その後の関連の裁判員裁判判決の内容を報道で知りましたが、こちらも裁判員裁判で十分に審理されて結論が出されたものだったのだと思ひまして安堵しました。報道文も的確であったと思いました。この裁判員裁判に参加していなければ、一方的に目にする報道は「本当にそうなのか」と思われるのですが、参加して、これと照らし合わせてみて「なるほど、的確に報道されているんだ」とこのときに思ひまして、信頼をもって報道を読むことができるし、目にするることができるなと思ひました。今後もこのような幅広い信頼のおける報道を望みたいと思ひます。

**経験者 6 番**：十分に審理された中での判決で、「このようにして判決は決まるんだな」というのと、十分に審理したことの思ひなどがありました。このように審理して決まった判決なので、被告人もその刑に服する間、もっといい人生を歩んでほしいなと思ひました。

**司会**：判決に皆さんの気持ちがしっかり凝縮されたものになっていたかどうか、そしてそれが、言渡しの場面で被告人に伝わったかどうか、その辺りはど

うでしょうか。

**経験者 5 番**：法廷に行く前に、判決文を読ませていただいたのですが、その中には自分たちが話し合っただけで決めたこと等がちゃんと詰まっていたので、そこはよかったと思いますし、法廷で判決を言い渡したときも、ちゃんと届いているんじゃないかなと、被告人の表情を見てたりとか、その前に、科された刑はちゃんと償っていきますという言葉も被告人自ら聞いたので、ちゃんと伝わっているのではないかと、しっかりと、判決で伝えられたと思います。

**経験者 1 番**：前後して申し訳ないのですが、評議で判決をどんなふうにもっていかうかという話になって、その際に、一人一人ずつ自分の思いを聞いていただいて、最終的には裁判官がまとめていただいて、判決言い渡しのあとにフォローまでしていただいて、「あ、そこまでやるのだな」というのが、感心といえば申し訳ないのですが「すごいな」と感じました。大変よかったと思います。

**経験者 2 番**：判決に関しては裁判官にまとめていただいて、すごくよかったことだと思います。私は裁判員として被告人質問をさせていただきましたが、裁判が経過していくうちに、被告人も自分がやってきたことに関して反省しつつあるのかなと、顔色を見ながら一日一日と過ごしていくうちに、変わっていくのが感じられましたので、私も評議の際には、自分の思ったことをしっかりと述べられたと思いますし、それで他の裁判員と話し合いもできたと思いますので、個人の意見をしっかりと言うことができよかったと思いますし、すごくいい判決がでたと思います。

**司会**：3 番の方、補充裁判員の立場から判決をご覧になられてどんな感じでしょうか。

**経験者（補） 3 番**：我々が判決を出していいものかということ、いまだに疑問に思います。出さなくていけないというのはわかるのですが、裁判中も

そう思ったのですが，今日また改めて，本当に我々まったくわからない者が判決に参加していいものかということのをちょっと思います。

**司会**：わからないというのはどのような意味ですか。

**経験者（補） 3番**：法的に何も知らないのですよ私たちは。検察側が何年とか出してくるものに幾分かは踊らされるというのでしょうか，「なるほど，専門家が言うのだからそうだ」という風には傾いていくもので，そういう自分を見て「こういうふうやっていいものか」，もちろんできるなら裁判員はやりたいです。でも，やはりそのような自分が判決に携わっていいのかなとは思いますが。専門家の方に引っ張られるというか，自分の意見がないというか。

**経験者 4番**：検察官の出された量刑については，当然その調書の内容からしても当然と感じるところがありました。しかし，あまりにも弁護人と検察官側との量刑の開きが大きすぎて，納得はしかねるところがありました。量刑は検察官，弁護人がどのように考えられて裁判に出すのかなというところを聞きたいと思えますし，過去の出された刑のことを参考にしていってこのままでいいのかなと，事件の重大さとか，考えられない恐ろしいこととかありますから，いいのかなということも思えますし，被害者の人権とか家族のことなどの場面が軽視されているのではないかと思いますので，そういったところは，犯したことについての重みというか，刑についてはどのように決めているのかということをお聞きしたいと思えます。

**司会**：そのような疑問をお持ちになったということですが，ご自身の中では，決着がついた上でのことかどうか，ということについてはいかがですか。

**経験者 4番**：検察官や弁護士が出されたことは，評議室でみなさんと検討したり，また独自にいろいろと細かくつじつまが合わないところを質問させていただいたりなどして，自分で消化した上で，量刑を決めるときに，自分としては考えをもっていきました。

事件の重大さを考えて見ても、弁護人側から出されたものと検察官側から出されたものは、そんなに差はないものだと思います。それなのに、あまりにも開きが大きかったので、たいへん疑問に思ったというか、特に弁護人側の出されたことについて「これはどうなんだろう」と思いました。

**司会**：裁判員としてのお仕事も終わった後でも、どうしてあの時、検察官側はどのような求刑、弁護人側はどのような意見をということがわからなかったということですか。

**経験者 4 番**：これが私たちが導き出したものとそんなに大差ないものであれば、これはよく考えられて出されたものだと思うのですが、私たちは裁判官やみなさんと力を合わせて、十分話し合っただけで考えを出して、皆さんの総意の下で決めた訳ですので納得のいくものでした。しかし、弁護人が出されたものは、この裁判にプラスの方向に寄与する内容だったかなというところに疑問があったわけです。

**司会**：最後に検察官、弁護人から感想を伺うことにしていますので、その中で、何かあればお答えしていただくということにしたいと思います。

## 5 守秘義務について

**司会**：判決が終わってもずっと続いているのが守秘義務ということになりますが、守秘義務についての負担感などについてはいかがでしょう。

**経験者 1 番**：守秘義務について、どこまで話したらいいかみたいな話は聞いていたのですが、どうしても職場では、裁判員裁判に参加するということで休ませてもらっているものですから、向こう側としては、興味がありますので聞いてくるのですが、こちら「話したらダメみたいなものがあるのか」とか「評議室と法廷を行ったり来たりで大変だよ」というようなことで話はしていたのですが、聞く人たちはどうしても興味があって、聞いてくるものですから、どこまで話していいのかというのはいつも思っています。

**経験者(補) 3番**：私の場合は、裁判が終わった頃に、守秘義務というのは、ここでのことは話してはいけないということを聞いたのですが、それまでもものすごく心が重いんですね、この言葉に対して。選任手続が始まる時に守秘義務とはこのようなものですよという説明をしてほしいなと思います。

**経験者 6番**：守秘義務については、私よりも周りの方がとても気を使っていたいで、仕事場でもそうですが、家族、子供たちもそうですし、いろんな集まりにも「裁判員になったので行けません」というと、周りの方から「話せないんだよね」と気を使ってくれて助かりました。

**司会**：守秘義務の必要性の点からどうでしょうか。

**経験者 4番**：事前に送られてくる冊子を見ましたときに明記されておりましたし、それに対するペナルティも明記されておりました。あと、報復を免れるためにもこれが大事だということも明記されておりましたので、私は安全面につきまして、そのときに強くイメージを受けました。事件の関係者に廊下であいさつされたことがありますして、その時はとても驚きました。まさかここで会うなんてと、こういったところで、危ないのかなと思いましたので、安全面が守られるというところがさらにあるといいなと思いました。私は、一切、裁判員になったということも、いつ行きましたとか、コースも、家族にも誰にも一切口外していませんし、この事件が終わったときにも一切書類関係は裁判所で処分していただきましたし、手元には何にも残っていません。これくらい対応したほうがいいのかなと思いました。何か話しているうちに、どこかでプライバシーを侵害するようなことが漏れてしまうということもあるでしょうから、不用意にどこまでしゃべっていい、しゃべっていけないということがいえなと思います。

安全面につきましては、裁判員になられる方の保険とかを考えてみたり、それから、防犯カメラも必要ではないかと思います。あとは、裁判員の出入口とか駐車場とか、評議室の往来を工夫するとか、または、判決の際に、補充裁判員が傍聴席に座りますが、事件によっては不安なこともあると思いますので、当初から

裁判長の後ろの席で最後までいていただく方が安心して臨めるのではないかと思います。

**司会**：今の点で裁判官からお願いします。

**裁判官**：裁判員の安全面ということですが、駐車場などについては、既に対応しており、これについては、その後の事件の裁判員の方から「よかった」と感想をいただいています。また、判決宣告のときの補充裁判員の着席位置についてですが、その判決に責任を持つ立場にあるのは裁判官と裁判員になりますので、法壇の上には裁判官と裁判員だけということですが、今ご指摘いただきましたように、事件によっては傍聴席で見ていただくのはどうかということもあろうかと思いますので、そのような事件については、傍聴席ではないところ、例えばバーの中で空いている席に着席して見ていただくとかの対応をとらなければならないと感じたところです。

**司会**：他に守秘義務についてご意見はありませんか。

**経験者 5 番**：守秘義務という言葉はすごく重たい、ほんとうに何も言ってはいけないんだらうと最初の考えではあったのですが、どこまで話していいのかを聞いたときに、裁判長から「法廷内で話し合ったことは話してもいいけれども、評議室で話したことは話してはいけない」とわかりやすい説明だったので、守秘義務といっても、そこまでの堅苦しきは感じなかったのと、私は逆に、こういう経験をしましたというのを周りに言っています。知らない方とか、すごく嫌というイメージを持たれている方も多いので、「こういうことをしましたよ」という感じで説明するためにも、その最低のラインではないですが、もちろん評議室で話したことは一切しゃべってないですが、法廷でのことは傍聴席もありますから、そこでの話し合いは全然問題ないということでしたので、プライバシーに関わることはいいませんが、最初にわかりやすく説明していただいたので、守秘義務はいいと思います。ただ、廊下や入口で会うというのは避けたいので、そこら辺りの対応があればもっとよくなると思います。

**司会**：守秘義務は、何も話してはいけませんというものではありません。ご経験された感想などは、どんどんお話しをされたり、「裁判員の通知がきてどうしよう」と疑問があつて一歩踏み出せない方がいたとすれば、「そんなことないよ」と背中を押してあげていただければと、そんな感じで考えていただければと思います。

## 6 選任手続について

**司会**：オリエンテーションとか質問手続等の点で、わかりづらかったとか、もう少しこういうふうにしたらよかったのになど、ご意見はありませんか。

**経験者 4 番**：選任されるとは思いもよらずに、番号を呼ばれたときは、「たくさんの方の中から私が」と大変びっくりしました。宣誓のとき、揃って宣誓文を読みました。緊張した中にも、しっかりやらなければという思いを持ちました。選任手続きはスムーズだったと思います。

## 7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

**司会**：最後になりますが、これから裁判員になられる方へ、ご経験されたことでのメッセージということで、お一人ずつお願いいたします。

**経験者 1 番**：やりたくてできるものではないものですから、選ばれてできることなので、またこのような経験というのは一生のうちに二度とあるかないかということなので、自分のためにも勉強にもなるし、積極的に受けてほしいと思います。

**経験者 2 番**：望んでできるものではなく、選ばれたものにしか立てない場所だと思っていますので、しっかり気持ちを落ち着かせて裁判に臨んでいただければ、一人でも多くの方が、裁判というものがどのようなものかを直に見ることができ、聞くことができると思うので、もし私の知り合いが選ばれたのであれば応援していきたいと思いますし、男女混合してはいますが、その年齢に応じた男性であるという意見をしっかり述べることであれば、十分裁判員としての役割を

果たせると思います。一人で判決を下すのではなく、みんなで協力しあいながら裁判官の下で自分の意見を述べられるというのはすごくいい経験だと思いますので、選ばれたからには是非参加し、いい経験をしていただきたいと思います。

**経験者(補) 3番**：一番の方と同じ意見です。ただ、先月私の知人が裁判員に選ばれて「こわい、いやだ」と言っていましたので、こういってはなんですが「このようなものはお金を出してまでやるべきものだよ」と冗談で勧めていたのですが、2、3日前に自宅に来て「本当にやってよかった」ということを言っていました。これから選ばれる方も、是非積極的に参加していただきたいなと思います。

**経験者 4番**：たくさんの中から選んでいただき、大変光栄に思いました。お役に立て、少しでも社会に貢献できたことをうれしく思います。皆さんいろいろな状況の中で裁判員裁判に取り組み、責任を持って役目を果たされていました。最終日、思いがけず裁判長から一人一人に記念のバッジをいただきました。そしてその内容に、微力ながら役目が果たせたのだなと感動いたしました。私がまた選任されることがあれば、その時も全力で頑張りたいと思います。良心に基づいて頑張りたいと思います。裁判官及び職員の方には、私たちが責務を果たせるよう環境を整えてくださいました。さらに、安全面への配慮もしていただきました。これから裁判員になられる方へは、貴重な経験としますので、是非頑張ってくださいと思います。これによって社会がよくなっていくのではと強く思います。

**経験者 5番**：大変なこともすごく多いです、正直言って。自分の気持ちの整理がつかなかったりとか、つらい思いをすることもあるとは思いますが、それ以上に達成感とか感じられるので、本当にやりたくてもできるものではないので、もしできる機会があるならば是非経験はしていただきたいのですが、それなりの心の準備というのはちゃんとしていた方がいいと思います。私の周りに同じよ

うに選ばれたという方がいれば全力でサポートしていくし、相談にも乗っていくし、最初から拒否をするのではなくて、まずはどういうものかというのを実際に体験していただきたいと思います。

**経験者 6 番：** 裁判員を経験させていただきまして、大役を授かりまして、ありがとうございました。裁判長や裁判官、裁判所の方々の導き、教えのおかげで大役を果たさせていただきました。私が裁判員になって感じたこと、私にとっての利益は、被告人と被害者のいろんなことを見まして「もったいない人生の使い方をしているな」と思ったんですよ。だから、この体験を通して、もっと自分の人生を大事にしようと、もっと使い道があったのではないかと、いろいろ考えられることがありまして、子供たちにも孫たちにも、これから教えていきたいと思います。これから裁判員となられる皆様方には、裁判長や裁判官の方々が導いて分かりやすく指導してくださいますので、心配しないで、是非参加してほしいと思います。

**司会：** 最後に、検察官、弁護士、裁判官から感想をお願いします。

**検察官：** 皆さんの経験を聞かせていただき、いろいろ勉強になったというのが率直な感想です。裁判員裁判が導入されまして、検察官の方が様々な事実を証拠で証明していかなければならないという責任を基本的には負っているという立場です。手持ちの証拠を皆さんにわかりやすく、いかにわかりやすく伝えるかというのは検察官が常に苦心し、目指してきたところです。それがわかりやすく伝わっているかどうかは概ね好意的に評価をいただいたかとは思いますが、いくつか課題も頂戴したかなと、そこは当然ながら持ち帰って今後の課題にさせていただきたい、検討させていただきたいと思います。私は何よりもよかったと思ったのは、冒頭でも最後のメッセージでもそうですが、皆様がやってよかったとっていただいたことだと思います。わかりにくかった、嫌だ、自分の意見が伝わらなかったという感じで判決が出されたのであれば、我々として

も遺憾とするところですが、そのような意見はなくて、今後も他の人にも勧めていきたいとっていただいたこと、これについても私も大変うれしく思っています。本日は4つの事件で6名の方が参加されていますが、私もこの中で1件携わっているのですが、全ての事件で述べていただいたことは、検察官としても得るものがあったのではないかと考えています。求刑についてご質問がありました。求刑というのはそれぞれ違うもので、個別の事件でそれぞれ必死に考えてやっているものでして、法律の範囲内で、検察官の手持ちの証拠の中で何がふさわしいのか、検察官の立場で真剣に考えて出した結論が、検察官としてベストだろうと考えて出したものです。

**弁護士：**今日は裁判員を経験された皆様から貴重なご意見をいただきまして大変よかったですと思っています。今日の意見交換会の結果は弁護士会に持ち帰って、今後の活動に役立てていきたいと思っています。先ほど弁護人からの量刑意見が離れすぎているという意見がありましたが、検察官と同じように弁護人の立場としてどういう刑がふさわしいかということ、いろいろな証拠や被告人の話などいろんな事情を総合的に検討して、これくらいが相当ではないかという意見を出していくわけですが、こちらの主張が伝わっていなかったのであれば、こちらの訴訟活動に不手際があったということになると思いますし、言い方なども今後は考えていきたいと思っています。

**裁判官：**今日は皆様から貴重なご意見やご指摘をいただきまして大変勉強になったところ。ありがとうございます。

いくつか説明させていただきたいことがありますが、裁判員に精神的な負担のかかる証拠、典型的なものは遺体写真などですが、それについては、できるだけ代替できるものは他のもので代替する。例えば、遺体の写真ではなくて、それを転写した図面のようなものを証拠として調べるとか、そのような形で現在証拠調べを行っているところ。みなさんが担当された事件の中でも、図面で対応したものもあれば、どうしても写真を見ていただく必要があるという

ことで、写真を見ていただいたものもありますけれども、先ほどご指摘いただいたように、やはりそのような事件については事前の告知が重要であるというご意見もいただいたところですので、そのような事件の運用につきましては、なお一層留意していきたいと思っています。それから、量刑につきましては、先ほどから話がでておりますけれども、検察官と弁護人の見立てが違っているような事件につきましては、それぞれの意見が大分食い違ってきているというようなところがあるかと思いますが、それについてはこちらの方の説明が十分ではなかったということもあったかもしれませんので、これについては、今後気を付けてやっていきたいと思っております。私が裁判官になったときに、量刑について考えるときには、被告人やその家族のことを考え、被害者やその家族のことを考え、そして第三者的な視点で社会の立場でその事件を見て、その上で結論を出していくんだということを教わりましたが、皆様のご意見を伺っていると、まさにそういったことを考えられて結論をだされていたということで、いろいろと悩みはあったかと思っておりますけれども、みなさんきちんと考えられて納得いくまで考えられて答えを出されたんだなど改めて実感でき、大変うれしく思っております。

**司会**：本日はありがとうございました。休憩をはさみまして、報道機関との質疑応答を行いたいと思います。

( 休 憩 )

## 第2 報道機関との質疑応答

**NHK 沖縄放送局**：裁判員を経験される前と、経験された後で、事件、事故に対する見方がどう変わったか、あるいは変わらなかったか、また、裁判とか、弁護士、検察官、そういったものに関して見方がどのように変わったか、あるいは変わらなかったか教えていただきたいと思います。

**経験者 1 番：**交通違反などの犯罪，罪に対して，かなり気にするようになりました。テレビなどで裁判が報道されると気になるようになりました。正直，法律とか何もわからない素人でやっていけるものかと思いながら参加させていただきまして，その際に，裁判官の方々や周りの職員の方々が，かなり優しいというか，丁寧に説明などしていただきまして，「ああ，これだったら，知識がなくても入っていけるような世界だな」と，休憩時間のときはプライベートな話もしたり，裁判官の方々ともかなり身近に感じて，こういった経験もできていいなという感じで思いました。

**経験者 2 番：**やはり，1 番の方が話されたように，気になるようにはなりましたし，テレビやラジオ報道などでいろんな裁判の報道を見る度に，こういう判決がくだったんだとか，こういう話になっているんだと思いながら耳を傾けるようになりましたし，やはり社会人として，社会ではどうあるべきかというのをすごく教わったような気がします。人を裁く側の方にはなっていましたが，絶対に裁かれる方に回ってはいけないなとつくづく感じるようになりました。

**経験者(補) 3 番：**私も経験してよかったというのがあります。ただ，補充裁判員ではなくて裁判員としてやりたいという気持ちがあります。

**経験者 4 番：**本日はお呼びいただきましてありがとうございます。反社会的な暴力行為は私たちの安全な暮らしを侵害するもので許してはいけないと一層強く感じました。私が今回経験したものがそのような内容のものだったからです。そのようなことで安全面についても大変に思った訳で，一層こういったものに対する対策を講じていただきたいと思います。大変だと思いますが頑張ってくださいと思います。また，今後とも罪のない被害者に寄り添った納得していただける判決を導き出してほしいと思います。それによって救われるところがあると思います。報道を通じまして以後の那覇地方裁判所の司法の方々のご立派なお働き，これを知り今後も注目しております。力強さを感じております。報道は的確になされているなど，今回経験しましたことで納得し，信頼を持ちました。今後とも，幅広い報道をお願いしたいと思います。

**経験者 5 番**：裁判員になる前はテレビとかで、こういう判決が下りましたとか、他の事件を見ているでも全然何とも思わないといったら変ですが、本当に右から左という感じで、「あ、こんな事件があったんだ」くらいにしか正直思っていなかったのですが、実際に裁判員として裁判に参加してみた後では、ニュースとか見ているでも、この刑が妥当なのかなとか、そういう風に考える、考えて見るようになりました。なので、参加はしてよかったとは思いますが、裁判が終わった後にどうしても自分が関わった裁判で、今1か月くらい経ったので「あと何年残っているんだな」って、ふと頭をよぎることがあります。

**経験者 6 番**：裁判員になった後でのニュースとか事件とか見まして、「またか」と思います。自分が関わった裁判に関して、どっちももつたいない人生を送っているなど思ったんですね。こうならない方法はなかったのかと、被告人の家族もたいへん悲しい思いをしますし、被害者自身も命を落としていますし、その周りの家族の悲しみ、半端ではないと思います。一つの事件で、すごくたくさんの方がすごい悲しい思いをしているんですね。また、人生も大きく影響するほどの事件だと思います。だから、こういうのがなくなるものはないのかと、すごく悲しい思いをします。それと、もう一つは、この裁判に関して、検察側の仕事がありますし、裁判長は両方の立場にもなって考えて量刑をしないとイケないですし、弁護人の方は、弁護する側の立場でいろいろやっている姿を見まして、今までは、「裁判所に働いていらっしゃるよ」とか、「検察官やっていたらいいよ、弁護人やっていたらいいよ」というと、すごい立派な仕事をしているなと思ったんですよ、すごいなということだけしか思わなかったんですよ。ですけど、私は一つの事件に関わっただけで、すごい悲しい思いをしたんですね、ショックも大きかったし、だから、こんなに大変な仕事をなさっているんだなという敬意と、これから少しでも無くなってほしいなという思いを強く受けました。

**NHK 沖縄放送局**：先ほど所長からも、裁判員裁判5年目でまだまだ誕生したばかりの制度だというお話がありましたが、改めて、この制度をさらに発展させて、また、

運用をどんどん改善していくために、具体的にどういった方策、どういったことをすれば、この裁判員制度がよくなっていくのかなという点で、何か考えをお持ちでしたらお願いします。

**経験者 2 番：**小中学校でも裁判員制度の授業があるというのを聞きまして、テレビでも一度見たことがあるのですが、小学校、中学校、高校でも、そのような制度があるというのを認知していただき、そのような裁判の形態を子供たちにやっていただくことが、子供たちにすごく垣根を越えて、直ぐ大人になっても裁判員の通知が来たときに、わだかまりなく、すんなり入れると思います。私が学生の頃にそのような制度があれば、それほど難しく考えずに、すんなり、このような場所に顔をだすことができたと思いますので、学校教育の中でも、模擬の裁判や説明を少しでも多くしていただけたらなと思います。

**経験者 4 番：**よりよい社会に向けて国民として義務を果たせたということは喜ばしいと思います。皆さんと力を合わせてやり遂げることができましたし、貴重な経験でした。一人でするわけではなく、皆さんとやるのですから、十分一人一人の意見を取り上げていただけますし、最後はまとまるのですから、何も心配することはないと思います。リードしていただける裁判長、裁判官、よくわかりやすくいろいろと事件のことを示してくださる検察官、弁護人がいますので、わからないことは何でも尋ねて、疑問を残しながら判決をするのではなく、取り組まれていけばいいと思います。私は今回経験した事件が安全面に対してとても心配だったので、今後裁判員になられる方に対して、安全面の確保の工夫が一層図られるとよいと思いました。前にも述べましたが、保険の設定とか、監視カメラの設置とか、費用面などいろいろあるかと思いますが、まずは取り組まれてみてはいかがかと思います。それから、補充裁判員の席については考えていただけるということで、このような裁判に臨まれる裁判員の方は安心できるのではないかと思います。報道や裁判所の広報活動で、みなさんにさらにこの制度に対して理解を深めていただけるような、報道、広報活動を一層進めていただきたいと思います。

**経験者 5 番**：改善面というか、まだ裁判員制度のことが世間では知っていてもどんなことをするかわからないとか、恐怖心の方が多かったりすることもあると思うし、実際体験してみて、やっぱり法廷ではどうしても自分の意見が言えなかつたりとか、というのはあるので、先ほど 2 番の方が言われたように、疑似体験でもいいので、もう少し身近に接する場面があれば、もっと、まだやったことのない人でも理解が少しはできてくるのかなと思うので、もう少し身近に感じられるようになったらいいなと思います。

**琉球放送**：裁判員制度が始まりまして、我々メディアも事件報道の在り方というのを常に考える機会が多いのですが、裁判員報道について、「もっとこのようにしてはどうか」など是正すべき点等があればご意見を聞かせていただきたいと思います。

**経験者 4 番**：沖縄では様々な事件がありますが、それを取り上げるところが全ての報道の場所ではないように思われます。ですから、そういったことを一般の方が知らない、そういったことを事件の恐ろしきとか、あつてはならないこととか、疑問に思うこととか、対処の方法とか、いろんな全てのことを一般の方が知るためには全ての報道機関が沖縄の全地域で起こったことについては、小さな記事でもよろしいでするので報じていただきたいと思います。

**琉球新報**：皆様いい経験をする事ができたと話されていますが、その中で、法的な知識のない自分たちが被告人だけでなく被害者や遺族の人生に関わってよいのかという葛藤があったかと思えます。それをどのように乗り越えていい経験になったと最後に感想を持たれたのか、その点はいかがでしょうか。

**経験者 4 番**：国民として、このような安全な社会を維持していくためには、一般の者もできるところは努力していかなければいけないと思います。いろんな生い立ち、状況、職業、考え方、信条を持ち合わせる方々が、自分の持ちうるだけの考えなどを交し合いながら、頑張っってよりよくしていこうと思っって裁判員裁判に臨んでいるわけですから、これはとても意義あることだと思えます。これが望まれる社会なのですから。迅速、公平な裁判ができることがよろしいのではないかと思えます。加害

者も被害者も皆さんに一生懸命私たちが考えて導き出したものを専門の裁判官、検察官、弁護士が力を合わせてお示しするのですから、あとは、その方たちの救われること、周りの皆さんがフォローして、本人が努力をして、少しでも、よりよい今後の人生を歩まれることを願っていますし、それを私たちは支えているのだと思います。

**経験者 6 番：**乗り越えているかといわれると、全然乗り越えていないんですよ。いろんな知識もあって、裁判員になりたいと希望して、それだけの意識を持って入ってくる方のほうがもっと良いと思いますが、そういう私でもなんとか大役を果たせたかどうかはわかりませんが、その期間、その場所にいられたということで、得られたものが多いです。人生を生半可に今まで考えてきたような感じがします。だから、いろんな意味で、もっと人生を大事にしなければという思いがすごく強くなりました。だから、その点では自分は経験しなかったときよりも、これからもっといい方に暮らせるのではないかと思っています。ただ、乗り越えた訳ではないので、その辺りは申し訳ないなと思っています。

**経験者 1 番：**私も 6 番の方と同じで、乗り越えてはいないと思います。やろうと思っただけではなく、選ばれてなってしまったので、裁判官やいろいろな方々に、このような知識のない者の話を聞いてもらって、どうにか裁判まで行って、それを終えるまでずっと面倒を見ていただきましたが、そういった経験ができるのもこれしかなくて、たまたま経験できたものですから、やはり他の人にもこのような経験は知識がなくてもやってほしいと、やってよかったと話をしていますが、正直いって、今でも被害者と被告人はどのようになっているのかなと考えたりはします。そのようなことを考えると、裁判のことはまだ引きずっているのだと思います。それとは別に、裁判員はやってよかったと話しました。

**琉球新報：**皆さんが判決を下されたあと被告人が刑務所に入って懲役に入りますが、懲役の具体的な内容についてご存じでしょうか。ご存じでなければ、それを知りたいと思うか、あるいは裁判所にそういったところを学ぶ機会を作ってほしいと思いま

すか。

**経験者 2 番**：懲役の年数とか、数字で軽く受け止めているわけではありませんが、今の質問では、実際に懲役刑ではどのような生活をするのかとか、服役中の生活がどのようなものか一切私たちは知りません。その中で、やはり実刑判決を下す場合に、何も知らない裁判員の私たちが、本当にそのような判決を下してもいいのかと、量刑の上限の説明は受けましたが、実際に実刑の判決がでた場合に、どのように刑務所での生活を送るかというのは、見たこともありませんし、聞いたこともありません。ですので、事前の説明も必要ではないのかなと思います。

**経験者 4 番**：被告人が刑に服した後に、少し早期に出所できるとか、出所した後に更生していけるのかななどを伺いました。しかし、これは周りの家族がフォローするしかないです。周りがフォローして、あとは本人が頑張るしか、また罪を犯して戻ってくるという形になるのではないかと危惧されます。服役中は職業訓練もあり、出所後の道を進めるようにサポートしていると思いますしそのようなことは聞いたことがあります。皆さんにも、刑が決まったあと、どういう生活なのかということを教えるというか知らせるということは必要だと思います。

**沖縄タイムス**：裁判員裁判になる事件には、そもそも被告人が無罪を主張している事件とか、法律上の責任を問うのは難しいのではないかとというようなケースもあるかと思いますが、そのような場合にはかなり高度な法律上の専門知識が求められると思うのですが、ご自身の経験から、そういった事件にも一般市民の感覚を取り入れた裁判員裁判で対応できると思いますか。

**経験者(補) 3 番**：裁判員裁判では少し無理があると思います。感情が入ってしまったり、そのようなことでしか判決は出せないと思いますので、今質問されたような難しい裁判では無理だと思います。

**経験者 4 番**：那覇地方裁判所の事件で、母親が子供を刃物で刺して一緒に飛び降り、子供が亡くなられた事件が裁判員裁判で審理され、被告人が精神面の病気に陥ってしまったということで、執行猶予のついた判決が出たと思いますが、そのような、精

神面での病気などもよく考えられた上での判決だったと思いました。また、オウム裁判などの大きな裁判員裁判でも、その事件をよく知りえない方が裁判員になられても、しっかりとそれについての解決を図っていくことができている訳で、ある意味心強いなと思いました。

**琉球放送**：もう一度選任されたら、やりたいと思いますか、それとも、やりたくないと思いますか。

**経験者 1 番**：やりたいと思います。何でもそうだと思いますが、一回目ですぐできるというのは難しいと思いますので、一回目で経験して、2回目からは一回目の経験を生かして少しは一回目よりはスキルアップするのではないかというのもありまして、自分としてはあと一回やりたいですね。

**経験者 2 番**：できることなら参加したくありません。社会人として、一発勝負で今の自分の意見を述べる場所であつたらいいなと思っていましたので、経験ではなく、今の自分で選ばれたので、その意見を述べた時点で終わりだと思っています。

**経験者(補) 3 番**：私は参加したいです。まだまだ、裁判に対して前回ものすごく興味を持ちましたので、裁判員としてやって、まだまだ知りたいなというのがあります。

**経験者 4 番**：また選任されることがありましたら、微力ではありますが、その時は良心に従って、皆さんと力を合わせて、全力で取り組みたいと思っています。

**経験者 5 番**：私は先月参加しましたので、正直、今はわかりません。やってみたくてという気持ちもあるのですが、やはり負担もそれなりにあるので、まだ事件のこととか、被告人の顔、被害者の顔、関係者の顔というのがまだ浮かんでくるので、気づかないうちにダメージを受けていたみたいで、なので、現段階ではどちらともいえないです。

**経験者 6 番**：私もまだ乗り越えられていないので、まだわかりません。気持ちがまだきれいに落ち着いていないので、まだわかりません。その時になってみないとわからないですね。得たものはたくさんあると思いますが、まだ何とも言えません。

**司会**：長時間にわたりましたが、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

ました。